

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項（JIS C 9335-1（以下、第 1 部）の規定による。） 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.6 22.104 22.110	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.6 通常使用において、内部に結露水がたまってしまう外郭には、浸水に対して、電気絶縁を損なわない箇所に排水口を設けなければならない。 22.104 出口開放形湯沸器の出口は、通常使用時にタンクが著しい圧力を受けても、水の流れを制限しないような構造でなければならない。 22.110 壁掛形の機器は、水道管の接続とは別に、壁に固定するための確実な手段をもたなければならない。	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.13	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 19 異常運転 19.13 異常運転試験中、水容器は破裂してはならない。また、水容器の水温は、規定の温度を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.105	22.105 フローススイッチを組み込んだ出口開放形湯沸器は、水の流れがない場合、発熱体への通電ができてはならない。また、水の流れが止まった場合、発熱体への通電を遮断する構造でなければならない。 発熱体への通電がプログラマブル電子回路に依存する場合、ソフトウェアは、故障／エラー状態を制御する手段を含んでいなければならない。	
				22.106	22.106 密閉形湯沸器には、自動温度調節器又はフロースイッチから独立して作動する、温度過昇防止装置を組み込まなければならない。	
				22.108	22.108 瞬間湯沸器の出湯は、給水圧力の突発的な低下があっても過度な温度になってはならない。過度な温度がプログラマブル電子回路に依存する場合、ソフトウェアは、故障／エラー状態を制御する手段を含んでいなければならない。	
				22.109.1	22.109.1 出口開放形湯沸器について、内圧が、1.1 MPa に達する前に、弱い部分が噴出若しくは破裂するか、又は過圧防止安全装置が作動しなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条 7 7.1 7.12 7.12.1 7.101 7.102	箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 瞬間湯沸器には、最大許容給水圧をパスカル (Pa) で表示しなければならない。 7.12 シャワーヘッドと併せて用いる出口開放形湯沸器の取扱説明書には、“シャワーヘッドは、定期的に湯あか落としをする必要がある。”旨を記載しなければならない。 フロースイッチが組み込まれていない瞬間湯沸器の取扱説明書には、“警告：瞬間湯沸器内の水が凍結している可能性がある場合には、湯沸器のスイッチを入れない。”旨の警告を記載しなければならない。 7.12.1 出口開放形湯沸器の据付説明書には、“湯沸器の出口を据付説明書に指定されたもの以外の蛇口又は取付具に接続してはならない。”旨を記載しなければならない。 7.101 水の供給口と出口とが、識別できなければならない。色を用いて表示する場合は、供給口に青、出口に赤を用いなければならない。 7.102 クラス I 裸発熱体湯沸器には、“湯沸器を接地しなければならない。”旨を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.3	箇条 23 内部配線 23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 25 25.14 箇条 31	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 31 耐腐食性（第 1 部の規定による。） 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防食対策を十分に施さなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1 6.2	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 瞬間湯沸器は、感電に対する保護に関し、クラス 0I、クラス I、クラス II でなければならない。 裸発熱体湯沸器は、クラス I でなければならない。 6.2 瞬間湯沸器は、水の有害な浸入に対して、IPX1 以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 構造 22 22.21	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 24 箇条 30 30.1	箇条 24 部品（第 1 部の規定による。） 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 22 箇条 25 25.22 箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造（第 1 部の規定による。） 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 26 外部導体用端子（第 1 部の規定による。） 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れることができないものでなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.2 箇条 27 27.1	第1部の第七条2号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 13.2 クラス I 裸発熱体湯沸器の場合、漏えい電流は、規定値以下でなければならない。 箇条 27 接地接続の手段 27.1 クラス OI 瞬間湯沸器及びクラス I 瞬間湯沸器は、発熱体のシースを接地端子に恒久的かつ確実に接続しなければならない。 クラス I 裸発熱体湯沸器は、水を接地端子に恒久的かつ確実に接続された金属管を通して、給水及び出湯するか、又は同等に接地された金属部を通して流さなければならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 13 箇条 14 箇条 16	箇条 11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 14 過渡過電圧（第1部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければならない。 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 17 箇条 19 箇条 29	箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 19 箇条 30 30.2	箇条 11 温度上昇（第 1 部の規定による。） 木材一般、油に接触する部分の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、炎、危険な量の可燃性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.2 非金属製の部分は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条 続き		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		22.107 22.108	22.107 水は、通常使用時に過度の温度になってはならない。 22.108 瞬間湯沸器の出湯は、給水圧力の突発的な低下があっても過度な温度になってはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 22 22.109	第 1 部の第十一条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.109 圧力スイッチをもつ出口開放形湯沸器の水容器は、過大な内圧のために破裂してはならない。	
第十一 条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 20.2 箇条 21 箇条 22 22.11	箇条 20 安定性及び機械的危険 20.2 保護外郭、ガードその他これに類するものは、十分な機械的強度をもっていなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 21 機械的強度（第 1 部の規定による。） 機器は、十分な機械的強度をもっており、通常使用時に予想される手荒な扱いに耐えるような構造でなければならない。 箇条 22 構造 22.11 充電部、湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				箇条 23 23.3 箇条 25 25.22	箇条 23 内部配線 23.3 通常使用時に外力が加わる電気接続部及び内部導体に過大な応力が加わってはならない。(第1部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタを挿入及び取外した場合に、端子のはんだ付け部に機械的応力が加わらない構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41 箇条 32	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。(第1部の規定による。) 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。(第1部の規定による。) 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第1部の規定による。) 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性 (第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第 1 部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49 22.50	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。（第 1 部の規定による。） 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条続き				22.51 箇条 30 30.2.3	なければならない。（第 1 部の規定による。） 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 24.101	第 1 部の第十五条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 瞬間湯沸器に組み込まれた温度過昇防止装置又はその他の保護装置は、非自己復帰形でなければならない。	
第十五条第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第3項 続き						それがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第 1 部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があってはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第 1 部の規定による。）	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.105	第 1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.105 フローススイッチを組み込んだ出口開放形湯沸器は、発熱体への通電が電子回路に依存する場合、次の試験を実施した結果、水の流れがない場合、発熱体への通電ができてはならない。また、水の流れが止まった場合、遅滞	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き				22.108	<p>なく通電を遮断しなければならない。</p> <p>－イミュニティ試験</p> <p>－電子回路の故障試験</p> <p>22.108 瞬間湯沸器の出湯は、給水圧力の突発的な低下があっても過度な出湯温度になってはならない。過度な温度が電子回路に依存する場合、次の試験を実施した結果、出湯温度は、過度な上昇があってはならない。</p> <p>－電子回路の故障試験</p> <p>－イミュニティ試験</p>	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.15 7.101	第 1 部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.15 裸発熱体湯沸器に対する機器本体への追加表示は、裸発熱体湯沸器を設置中に見えなければならない。 7.101 水の供給口と出口を表示によって識別する場合は、着脱可能な部分に表示してはならない。	
第二十 条第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き	示)	<p>一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第2号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-35:2019

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				